

結城市公式T w i t t e r 運用ポリシー

(趣旨)

第1条 この運用ポリシーは、結城市公式T w i t t e r (以下「公式T w i t t e r」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公式T w i t t e r)

第2条 公式T w i t t e rは、T w i t t e rのサービスを利用し、本市の生活情報やイベント情報、災害情報等を発信するSNSコンテンツとする。

2 アカウント名及びURLは、次のとおりとする。

アカウント名	@yuki_city
URL	https://twitter.com/yuki_city

(配信する情報等)

第3条 公式T w i t t e rで配信する情報は、くらしや行政等の情報、災害に関する情報、観光・イベントその他本市の魅力をPRするものとする。

2 公式T w i t t e rは、必要に応じて他のアカウントのフォロー等を行うことができるものとする。

(運用体制)

第4条 公式T w i t t e rの運用は、秘書課長を運用管理者とし、広報担当者を運用担当者として行う。

2 情報を配信しようとする課の担当者は、運用担当者と情報共有及び連携を図りながら、公式T w i t t e rに本市の情報を投稿するものとする。

3 前項に規定する投稿は、結城市の休日を定める条例(平成元年結城市条例第31号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行う。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

(要望・意見等への対応)

第5条 公式T w i t t e rに対して投稿された本市に対する要望・意見等については、原則として応答及び対応をしないものとする。

(禁止事項)

第6条 運用管理者は、公式T w i t t e rに対して次の各号のいずれかに該当する内容を含む投稿を行ったユーザーの投稿内容をコンテンツから削除するものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 第三者のプライバシーについて当該者の同意なく侵害する内容
- (3) 違法又は反社会的な内容
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類似する内容
- (5) 本市又は第三者に不利益及び損害を与え、又は与えるおそれのある内容
- (6) 本市又は第三者を差別し、誹謗中傷し、侮辱し、又はその名誉を毀損する内容
- (7) 本市又は第三者の著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害する内容
- (8) 特定の商品、店舗、法人等を宣伝等の商業目的により広報する内容
- (9) T w i t t e r利用規約に違反する内容
- (10) 前各号のいずれかに該当する内容を推奨し、又は助長する内容

(11) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が不適当と認める内容

2 運用管理者は、前項に規定する投稿を行ったユーザーのユーザー登録を公式T w i t t e r から排除することができる。

(免責事項)

第7条 本市は、ユーザーが公式T w i t t e r から配信された情報を利用したことにより、ユーザー又は第三者が被った損害及び公式T w i t t e r に関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間で発生したトラブル等について、本市に瑕疵がある場合を除き、一切責任を負わない。

(配信する情報の著作権)

第8条 公式T w i t t e r により配信する情報の著作権は、本市又は本市以外の原著作権者に帰属する。

(補則)

第9条 この運用ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は、運用管理者が別に定める。

付 則

この運用ポリシーは、令和3年9月28日から施行する。